

在留邦人の皆様、短期旅行者の皆様へ  
「運転免許証に関する注意喚起」

平成28年6月 16日  
在リヨン領事事務所

リヨン市内において、警察官から運転免許証の提示を求められた邦人が、「国際運転免許証」と「日本国内の自動車運転免許証の仏語翻訳」のみ所持しており、「日本国内の自動車運転免許証」を携行していなかったため、今回は拘束する可能性があるとして嚴重注意を受けました。

短期旅行者の方、長期滞在予定の方でフランス到着直後かつ滞在許可証申請中の方は、日本国発行の国際運転免許証によりフランス国内で運転することが可能です。しかし、あくまでも国際運転免許証は日本の運転免許証の付随書類ですので、国際運転免許証のみでは効力を発揮せず、日本の運転免許証を携帯する必要がありますので、ご注意ください。

学生及びワーキングホリデーの方は、日本の運転免許証をフランスの運転免許証に切り替えることができませんので、有効な日本の運転免許証とその仏語翻訳を携帯することにより、フランス国内で運転することが可能です。

なお、長期滞在予定の方は、フランス入国後1年以内に、居住地の県庁(PREFECTURE)又は支庁(SOUS-PREFECTURE)で、日本の運転免許証をフランスの運転免許証に切り替えなければなりません。滞在許可証取得後、速やかにフランスの運転免許証への切り替え手続きを行ってください。フランス入国後1年が過ぎますと、フランスの運転免許証への切り替え申請ができなくなりますので、ご注意ください。